

令和3年5月

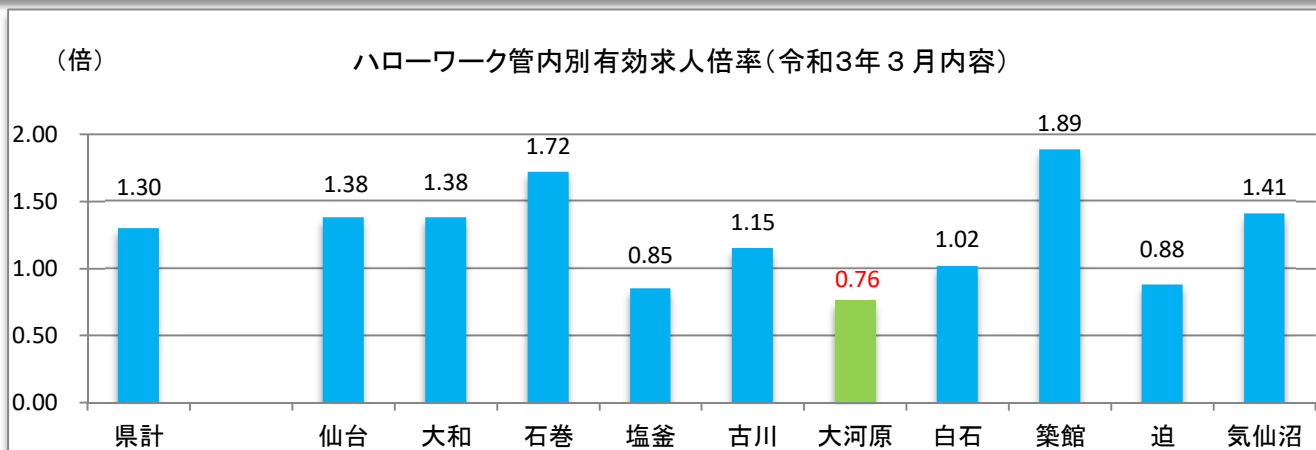
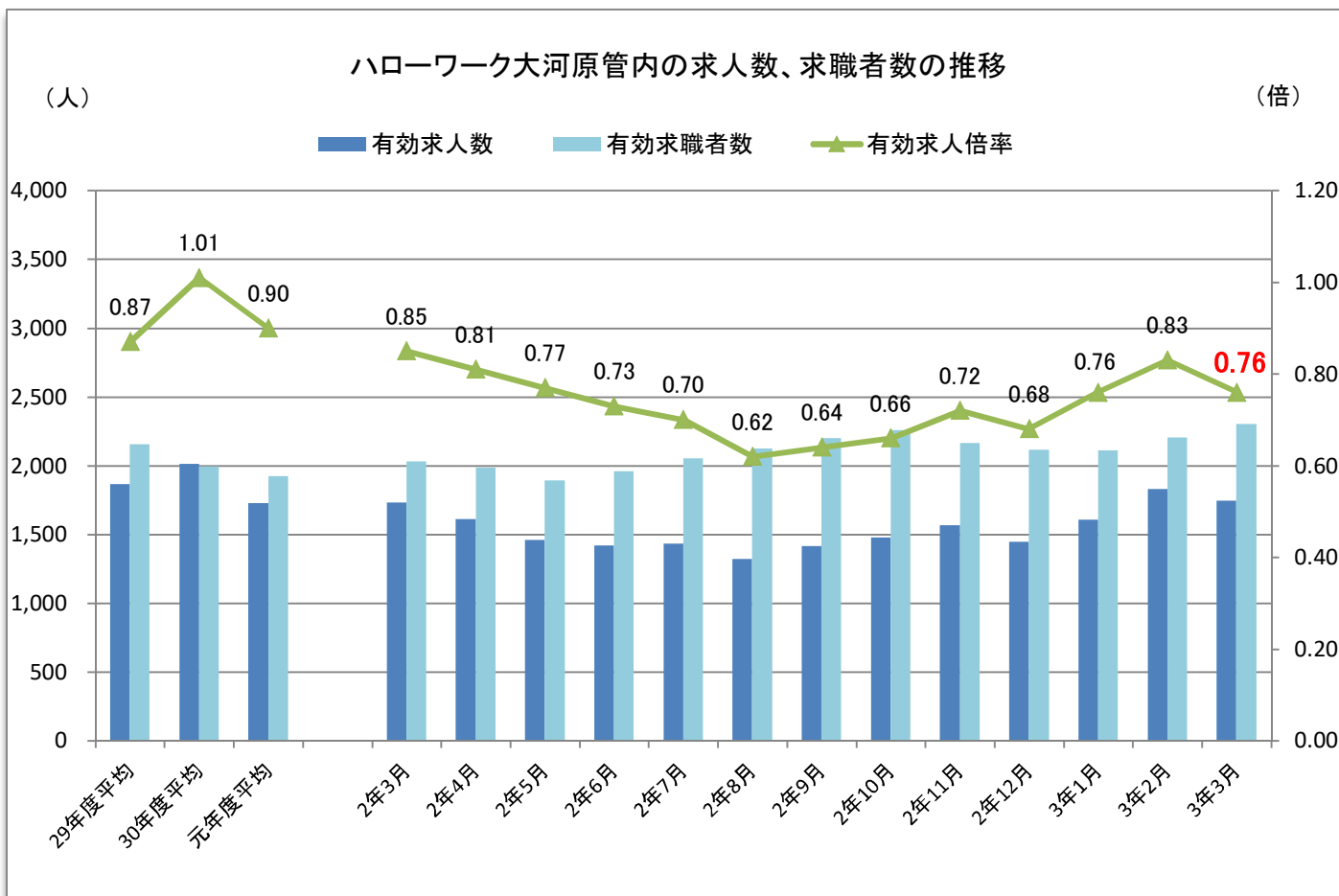
管内の雇用状況(令和3年3月内容)

有効求人倍率0.76倍

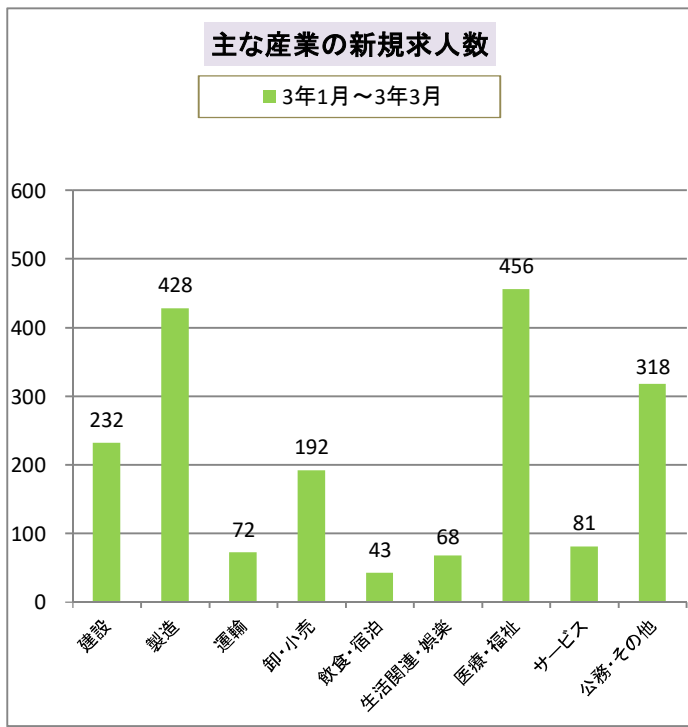
ハローワーク大河原
〒989-1201
柴田郡大河原町大谷字町向126-4
オーガ1F
電話 0224-53-1042
FAX 0224-52-3989

ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中でも低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところですが、当ハローワークには安定した職業を目指す求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっております。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

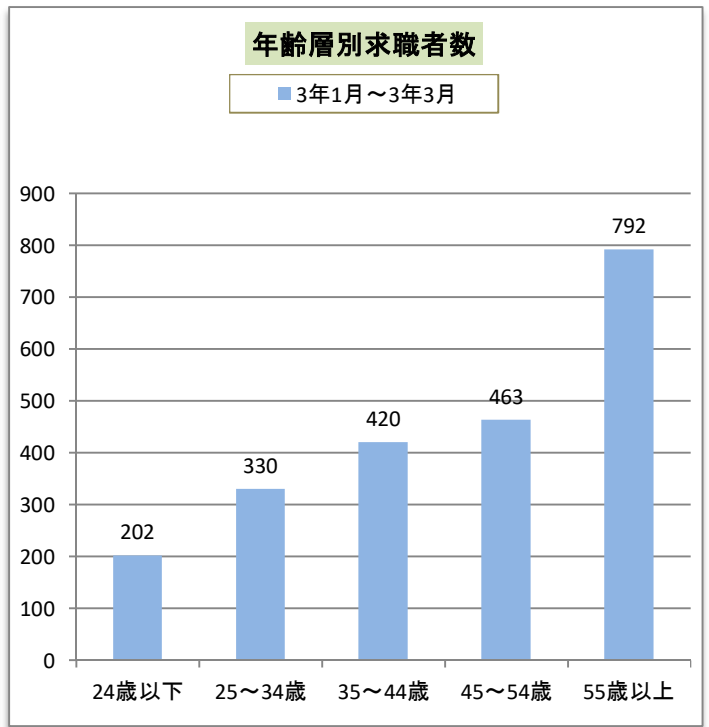
<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す人一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の数が多く、下回ると仕事を探す人の数が多いということを示しています。



※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。



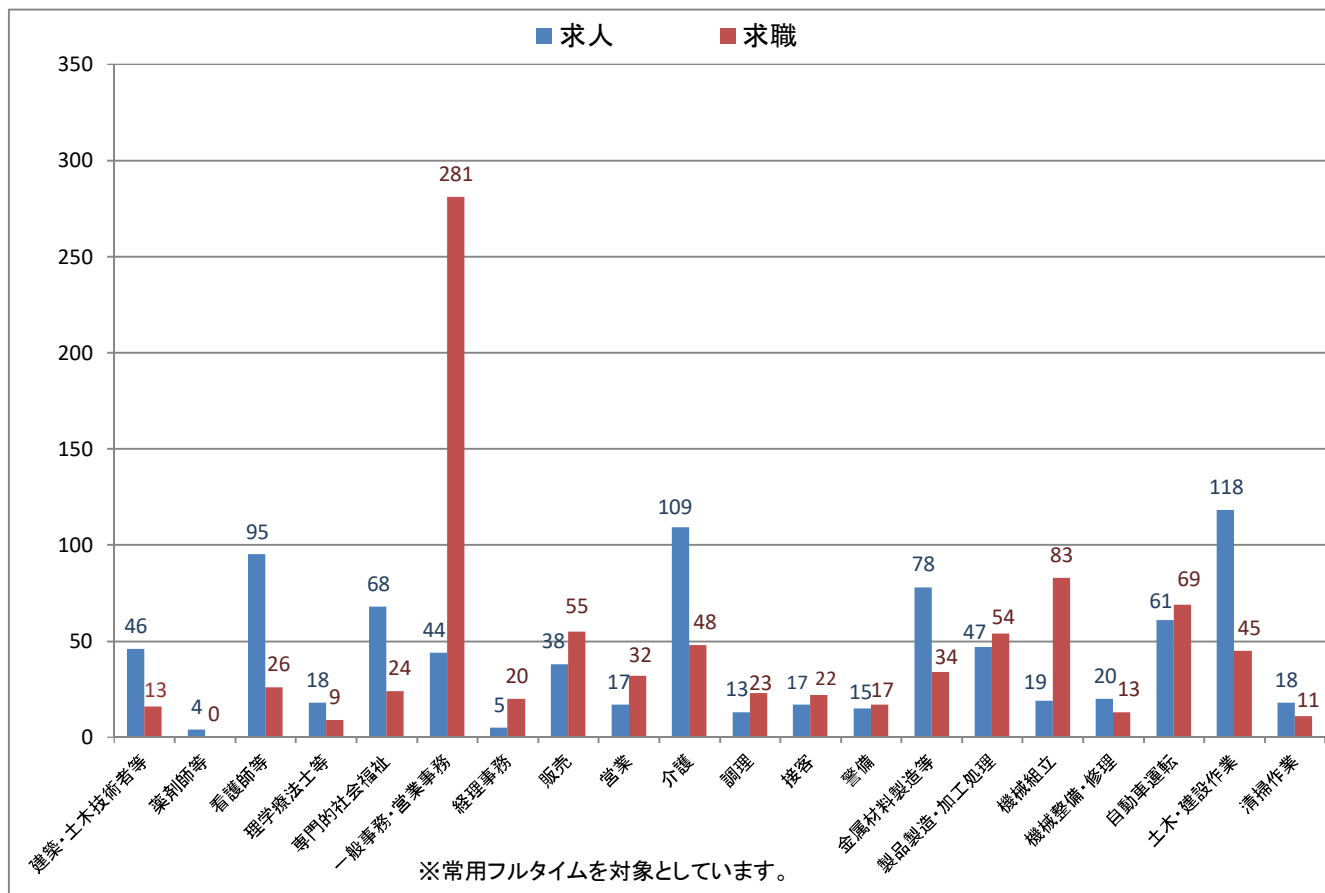
※3か月間に申し込まれた新規求人数の合計です。



※3か月間の月間有効求職者数の月平均数です。

主な職種の新規求人・求職バランス表

【3年3月内容】



職業別新規求人賃金情報

【3年1月～3年3月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	27	0	4	4	7	11	11	21
薬剤師等	3	0	0	0	1	2	2	3
看護師等	58	0	13	24	49	52	40	23
専門的社会福祉の職業	52	1	20	31	32	23	9	4
一般事務員・営業事務員	52	21	39	26	15	10	5	1
経理事務員	3	0	2	3	2	2	2	1
販売員	23	3	16	16	18	6	5	3
営業員	14	0	5	8	12	7	3	3
介護の職業	58	12	38	47	27	13	1	0
調理の職業	7	2	6	4	4	0	0	0
接客の職業	11	4	6	6	5	1	0	0
警備員	8	6	3	1	0	0	0	0
金属材料製造の職業	44	5	27	38	33	15	15	7
製品製造・加工の職業	21	11	16	16	13	5	3	0
機械組立の職業	10	6	4	3	1	0	0	0
機械整備・修理の職業	14	1	11	12	10	7	2	1
自動車運転の職業	46	4	10	14	13	18	21	23
土木・建設の職業	58	0	6	30	39	38	34	24
電気工事の職業	9	0	2	5	6	8	6	6
清掃の職業	6	3	3	3	2	2	2	2

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。
この資料は四半期ごとに更改しています。

中途採用者採用時賃金情

【3年1月～3年3月内容】

(月額、単位:千円)

	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	184	222	256	250	240
専門・技術	193	208	305	324	332
事務	159	262	271	240	327
販売	1680	279	312	372	301
サービス	182	183	194	186	186
警備	*	*	*	*	*
農林漁業	153	135	*	*	*
運輸	*	232	254	256	221
生産工程・労務	188	199	222	205	209

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに更改しています。

ハローワークからのお知らせ

事業主の皆さま、パートタイム労働者・有期雇用労働者の皆さま

パートタイム・有期雇用労働法が 施行されました

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の間の
不合理な待遇差が禁止されました！

2020年4月1日施行

(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日)

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）とパートタイム・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法^{※1}や施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されました。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。

法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」）に変わりました。

改正のポイント

非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者^{※2}）について、以下の1～3を統一的に整備しています。

1 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されました。ガイドライン（指針）において、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示します。

2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになりました。事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

3 行政による事業主への助言・指導等や 裁判外紛争解決手続(行政ADR)^{※3}の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行っています。「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります。

※2 派遣労働者についても、改正後の労働者派遣法により、上記1～3が整備されました。

※3 事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。



厚生労働省・都道府県労働局

掲載についてのお知らせ

1か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月初めに宮城労働局ホームページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご利用ください。